

高井・岡芹法律事務所 海外情報

2020年 No.81 春風号

＜巻頭言＞ ～アフガンに散った中村氏～

中村哲氏は去年、アフガニスタンのジャララバードで命を落とした。氏は1946年福岡市に生まれ、九州大学医学部を卒業後、国内の病院勤務を経て、1984年からパキスタンのペシャワールの病院に赴任した。1989年より、アフガニスタン国内へ活動地域を拡げ、医療過疎地でハンセン病や結核などの診療を開始した。2000年からは、飲料用・灌漑用の井戸事業を始め、2003年から農村復興のため大がかりな水利事業に携わって来た。

素晴らしい医療従事者である。だが、中村氏の真価は、そこを越えたところにあった。現地での診療活動中、医療の限界を知り、生活基盤は農業にあり、農業用水が必要であること、水さえあれば救える命の多いことに目を向けた。そこで、氏は現地の人々を説得し、少額ながら日当を払って、現地の人々と共同で井戸を掘り始めた。更に、不毛のガンベリ砂漠に用水路を築けば、より広大な土地が農業適地となり、同地方での就労問題と、医療の問題を同時に解決できることを示した。

氏の非凡さは、この時、巨額の政府援助を当てにせず、現地の材料で、現地の人々の手で維持管理が出来る素朴な用水路を目指したことにある。このため、氏は郷里の筑後川の山田堰に学び、日本古来の技術を現地に持ち込んだ。氏は更に維持管理するための技術者養成機関を立ち上げようと言われていた。昨今のSDGsを自ら示すが如き動きではないか。

日本での葬儀では、モハバット駐日大使の弔辞は印象深かったと聞く。込み上げるものを抑えるように、声を振り絞って語りかけた。「中村さん、ごめんなさい！私は中村さんを守れなかった！ごめんなさい！あなたは私のヒーローであり、エンジェルです。私の心から中村先生が消えることはありません。」

(文：会長弁護士 高井 伸夫)

＜外国人雇用について⑨＞ ～偽造在留カードの確認～

外国人を雇用する際には、在留カードの提示を受け、適切な在留資格を有するか確認する必要があることは、一般的に知られるようになりました。しかし、近時、残念ながら在留カードの偽造・変造が散見されており、提示された在留カードが真正なものであるかについても確認する必要があると思われまます。

確認の方法としては、

- ①法務省HP「「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」に掲載されている、透かしやホログラムなどの偽造防止措置がカードにあるか確認する方法
- ②出入国在留管理庁HPの「在留カード等番号失効情報照会」にアクセスし、提示された在留カードの番号が有効なものか確認する方法
- ③在留カードのICチップを読み取れるカードリーダー等の機器やアプリを利用する方法

等が考えられます。なお、②の方法については、実在する在留カードを利用した偽変造カードも存在するため、①や③の方法を併用することが望ましいでしょう。

(文：東京海外室 弁護士 高 亮)

＜コラム＞ ～対外労務合作管理条例について～

1 はじめに

日本では「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」(以下「改正入管法」という)が2019年4月1日より施行されている。人材確保が困難である産業分野において即戦力となる外国人を受け入れるために、「特定技能1号」及び「特定技能2号」という在留資格が新たに設けられた。また、これまでも日本では、国際協力推進という目的で、実質的には産業の現場を支える外国人を技能実習生として受け入れてきている。

「技能実習」や「特定技能」という在留資格による受け入れが期待されている外国人材の国籍国として中国がある。中国では、自国民の海外派遣に関して「対外労務合作管理条例」が定められている。今回は、「特定技能」の在留資格で中国から外国人を受け入れる場合に適用される可能性がある同条例を概説する。

なお、2020年2月末日時点で、日中間で特定技能に関する協力覚書は締結されていないが、締結に向けて協議中であると思われ、中国側の送り出し体制・手続きについて検討中であると思われる。

2 対外労務合作管理条例

(1) 概要

同条例は、中国における対外労務合作を健全に発展・促進させることを目的として2012年8月から施行され、対外労務合作を行う経営資格や海外の受け入れ先企業との間で締結する労務合作契約に関する事項等が定められている。

(2) 対外労務合作の定義

対外労務合作とは、労務者を組織し、他の国又は地域に赴任させ、外国企業又は機構のための仕事を行う経営活動をいう(同条例2条1項)。

(3) 外国企業による中国国内でのリクルート活動の禁止等

同条例は、外国企業、機構又は個人が中国国内で労務者を招聘して国外業務に派遣させてはならないと定めている(同条例2条2項)。

また、いかなる企業又は個人も商務、旅行、留学等の名義をもって労務者を国外労務のために派遣させてはならない(同条例8条)。

(4) 対外労務合作経営資格

対外労務合作に従事するためには、省、自治区又は直轄市の人民政府の規定に基づいて、省級又は区を設けている市級の人民政府商務主管部門の批准を経て、対外労務合作経営資格を取得する必要がある(同条例5条、7条4項。以下、対外労務合作経営資格を有する企業を「対外労務合作企業」という)。

対外労務合作経営資格を取得するためには、以下の要件を具備する必要がある(同条例6条)。

- ① 企業法人条件に符合していること
- ② 登録資本金が600万元を下回らないこと
- ③ 対外労務合作業務を熟知する管理人員が3名以上所属していること

④健全な内部管理制度及び突発事件に救急対応できる制度を構築していること

⑤法定代表人に故意犯罪記録がないこと

対外労務合作企業の管理部門は商務部であり、商務部のHPにおいて、各省（市）にある政府が承認した対外労務合作企業の名簿が公開されている

(http://zsmhzs.mofcom.gov.cn/fecp/zsmb/corp/corp_ml_index.jsp)。

(5) 準備金の納付

対外労務合作経営資格を有する企業は工商行政管理部門で登記された日から5営業日以内に、商務主管部門指定の銀行に口座を開設し、少なくとも300万元を対外労務合作リスク処置準備金として納付しなければならない（同条例9条）。

(6) 対外労務合作契約に関する規制

対外労務合作企業は外国雇用主と書面による労務合作契約を締結しなければならないが、外国雇用主と書面による労務合作契約を締結せず、国外業務に労務者を組織して派遣させてはならない（同条例21条）。なお、対外労務合作企業は国外の個人との間で労務合作契約を締結してはならない（同条例22条2項）。

労務合作契約は、労務者の権益保障と関連する次の事項を明記しなければならない（同条例21条2項）。

①労務者の業務内容、就業場所、就業時間及び休憩・休暇

②契約期間

③労務者の労働報酬及び支払方法

④労務者の社会保険料の納付

⑤労務者の労働条件、労働保護、職業訓練及び職業危害に関する保護

⑥労務者の福利待遇及び生活条件

⑦労務者の国外居留、就業許可等の手続きの実施

⑧労務者の人身傷害保険の加入

⑨外国雇用主の原因で労務者との契約を解除する際の労務者への経済補償

⑩突発事件が発生した際の労務者への協力、援助等

⑪違約責任

(7) 派遣する労務者との契約

対外労務合作企業は、労務者との間で委任契約又は労働契約を締結しなければならないが、これらのいずれかを締結せずに労務者を組織して国外業務に派遣してはならない（同条例23条）。

また、対外労務合作企業は、名目の如何を問わず労務者から保証金を徴収してはならず、労務者に対して担保の提供を要求してはならない（同条例25条）。

なお、労務者との間で委任契約を締結する場合に限り、対外労務合作企業は、労務者から共益費を徴収することができる（同条例25条）。ただし、徴収額は国務院等が制定する価格基準に符合していなければならない。

そして、対外労務合作企業は、労務者との間で委任契約又は労働契約を締結後10日以内に、これらの契約書及び労務合作契約書副本並びに労務者名簿を商務主管部門に届け出なければならない。

(8) 対外労務合作企業のその他の義務

対外労務合作企業は、外国雇用主と労務合作契約を締結するに先立って、外国雇用主及び就労項目の状況及び派遣先国の関連法律を理解しなければならない（同条例 22 条）。また、対外労務合作企業及び労務者は、派遣先国又は地区の法律を遵守し、当地の宗教信仰、風俗習慣及び文化伝統を尊重しなければならない（同条例 15 条 1 項）。

対外労務合作企業は、労務者に国外業務で求められる職業技能、安全防犯知識、外国語、派遣先国又は地域の関連法律、宗教信仰、風俗習慣等の習得するための講習を手配しなければならない（同条例 12 条）。労務者に講習を受けさせず、当該労務者を国外業務に派遣してはならない。

また、対外労務合作企業は、労務者のために、海外での就労期間に相当する傷害保険に加入しなければならない。ただし、外国雇用主との間で、外国雇用主が傷害保険に加入することを約定した場合、対外合作労務企業が傷害保険に加入する必要はない（同条例 13 条）。

労務者が出国した後、対外労務合作企業は、派遣先国にある中国大使館又は領事館に対して関連状況を報告しなければならない（同条例 14 条 2 項）。なお、対外労務合作企業は、同一国家又は地域へ派遣した労務者が 100 人を超える場合、随行管理人員を手配し、当該随行管理人員名簿を派遣先国にある中国大使館又は領事館に対して関連状況を報告しなければならない（同条例 16 条 2 項）。

（文：上海代表処顧問 袁 利晶）

＜海外室の窓から＞ ～夕張の雨～

夕張市は財政再生途上にある。破綻の最大の要因は、「炭都夕張」から、エネルギー構造の転換により、炭鉱が去ったことであろう。閉山処理費用は 583 億円に上り、市の財政を圧迫した。（数字は夕張市商工会議所による。）

市は自ら数々の観光事業を推進した。公開された当時の書類には「北海道の中心に立地し、集客が期待出来る」とある。だが、結果的には身動きできぬほどの負債を抱えこんだ。財務処理手法にも問題があった。出納整理期間の特例を利用して貸付金や償還金のやり取りを行い、表面上の赤字額を見えにくくする手法を長年繰り返すなど、傷を深くした。

法政大学の宮崎伸光教授は、「同じように倒産してみろと言われても、そうは出来ないような異様な事態だ。」と指摘される。

編集子は 4 度、夕張市を訪ねたが偶然にも全て雨に見舞われた。歩く人影もまばらな町は、地名の起源（アイヌ語で「イユウ・パロ」＝「温泉の出るところ」）とは程遠い寒さだった。

（文：東京海外室 顧問 吉田 能明）

発行 高井・岡芹法律事務所 海外室 東京都千代田区九段北 4-1-5 市ヶ谷法曹ビル 902

TEL:03-3230-2331 FAX:03-3230-2395 <http://www.law-pro.jp/>

高井・岡芹法律事務所 上海代表処 上海市黄浦区人民路 998 号 金天地国際大厦 1205 室

TEL:021-6326-3726 FAX:021-6326-3736 e-mail:nobuo@takai-shanghai.com